

Ⅱ. 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項について

背景と意義

1. 電気の供給を受ける契約における環境配慮の必要性と意義

国及び独立行政法人等の施設において使用する電気の供給を受ける契約に当たっては、価格のみで判断をするのではなく、温室効果ガス等による環境負荷についても適切に考慮した上で契約を締結することが、施設全体の環境負荷低減を進めるために重要である。調達者側から環境に配慮した契約を実施することにより、環境負荷低減の推進とともに、環境と経済が両立する新しい社会づくりに資することが期待される。

2. 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に電気の供給を受ける契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものであり、契約方式の基本的考え方や具体的な内容、実際の事務手続等について説明している。

令和 8 年 3 月、環境配慮契約法に基づく基本方針が改定され、電気の供給を受ける契約の契約方式が見直され、これまでの裾切り方式から総合評価落札方式に変更されることとなった。

本解説資料で説明する現行の裾切り方式は、あらかじめ排出係数のしきい値を設定した上で、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況を必須項目としてポイント制で評価し、一定以上のポイントを獲得した事業者には入札参加資格を付与する方式である。これにより、環境負荷低減に向けた最低限の水準を確実に担保することはできるが、最低限の水準をクリアした事業者間では環境性能の差があったとしても価格のみの競争となっている。

一方、総合評価落札方式は、価格に加え、二酸化炭素排出係数、再生可能エネルギーの導入状況、再生可能エネルギーの追加性（新規性・上積み性）、地域との共生等の観点を総合的に評価する方式である。環境価値を競争要素として組み込むことで、より高い環境性能を有する事業者の選定が可能となり、政府実行計画が掲げる 2030 年度の温室効果ガス削減及び再生可能エネルギー電気の比率向上を実現する仕組みとなる。

令和 8 年度は、令和 9 年度からの総合評価落札方式の本格導入に向けた移行期間として位置づけられる。具体的には、準備が整った国の機関や独立行政法人等において総合評価落札方式の先行的な導入を促す一方、多くの機関では従来の裾切り方式を引き続き実施することが想定される。このため、令和 8 年度は裾切り方式により最低限の環境性能を確保しつつ、可能な機関から段階的に総合評価落札方式を導入することで、調達実務への円滑な移行と脱

炭素化の加速を図る期間と位置づける。

以上を踏まえ、本解説資料では、移行期間における電気の供給契約で採用される以下の二つの契約方式について説明することとする。

Ⅱ-1. 裾切り方式に関する基本的事項について

Ⅱ-2. 総合評価落札方式に関する基本的事項について

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、当該地域の実情等を踏まえ、調達者が適切に対応することが必要である。

Ⅱ-1. 裾切り方式に関する基本的事項について

1. 裾切り方式の解説

1-1 裾切り方式の基本的考え方

電気の供給を受ける契約に関する契約における裾切り方式の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- 温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）の低い小売電気事業者との契約に努めるよう配慮する。
- 温室効果ガス排出削減の観点から、二酸化炭素排出係数等による裾切り方式を採用（法附則第4項参照）する。
- 裾切り方式において、全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値（以下「排出係数しきい値」という。）を設定し、二酸化炭素排出係数が排出係数しきい値以上である小売電気事業者からの調達を原則として行わない。
- 環境への負荷の低減に関する小売電気事業者の取組状況（未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況）並びに電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の開示状況を考慮する。
- 公正な競争の確保の観点も踏まえ、裾切り要件の設定に当たっては原則複数の小売電気事業者の参入が可能であることを確保する。
- 当分の間、一般送配電事業者の供給区域を基本としつつ、必要に応じて複数の供給区域のグループ化を図る等適切な地域ごとに裾切り要件を設定する。
- 当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考とする。
- 仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記する。
- 契約期間中の契約電力、再生可能エネルギー電気、予定使用電力量等を确实かつ安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約するよう配慮する。
- 再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努める。
- 小売電気事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮する。
- 裾切り要件については毎年度見直しを検討する（排出係数しきい値については適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度）で原則引き下げることとする）。

1-2 裾切り方式

基本的な考え方等を踏まえ、具体的な裾切り方式について、以下に示す。

(1) 裾切り方式の具体的要件

裾切り方式の具体的要件は、以下の2点とする。

1. 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示¹⁰していること。
2. 以下のアからウの3つの項目を「必須項目」としたポイント制により評価し、合計点が一定の点数を上回ること。なお、調達者の判断により、「加点項目」を設定することも可能である（後述「(3) 加点項目について」参照）。

ア. 二酸化炭素排出係数

イ. 未利用エネルギーの活用状況

ウ. 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 必須項目について

ア. 二酸化炭素排出係数

最も重要な評価項目の二酸化炭素排出係数については、以下の値を用いることとする。

小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数¹¹（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものの¹²又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のものの¹³）。

表Ⅱ-1.1-1 裾切り方式の評価に用いる事業者全体の調整後排出係数の年度及び適用時期（例）

年 度	(X-1) 年度	X年度		
	12～3月	4～6月	7～11月	12～3月
公表されている 排出係数 ^{注1}	(X-2)年度 メニュー別排出係数等		(X-2)年度 事業者全体確定値等	(X-1)年度 メニュー別排出係数等
裾切り評価に用いる 排出係数の年度	(X-3)年度又は (X-2)年度 ^{注2}		(X-2) 年度	(X-2)年度又は (X-1)年度 ^{注2}

注1：温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの（公表時期は前後する場合がある）

¹⁰ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。

¹¹ 最新の「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」に基づき算定されたものの。

¹² 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

¹³ 温対法に基づき算定される小売電気事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数については例年7月頃と12月頃の2回公表されている。7月頃に公表される事業者全体の排出係数は前々年度のものである。他方、環境省が公表する裾切り評価に使用する供給区域別の配点例（後述 p.25 参照）の作成に当たって参考とする調整後排出係数は、12月頃に公表される前年度のメニュー別排出係数、残差排出係数、及び小売電気事業者が温対法に基づき算定した排出係数であることから、裾切り方式の実施に当たっても、入札参加希望事業者に提出を求めるなど、可能な限り最新の小売電気事業者が算定した調整後排出係数を使用するものとする。

注2：温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの

また、区分・配点の設定において、排出係数しきい値（全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値）を設定し、排出係数しきい値以上の二酸化炭素排出係数である小売電気事業者の配点を「**0点**」とする。これにより、二酸化炭素排出係数が排出係数しきい値以上の小売電気事業者には、入札参加資格を付与しないこととなる。

なお、排出係数しきい値は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の実績、再生可能エネルギー電気の調達実績、地球温暖化対策計画や政府実行計画及びエネルギー基本計画等の関連施策との整合を図りつつ、前年度の全国の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、電源構成及びその推移、供給区域別の参入状況等について点検・確認するとともに、有識者の意見等を踏まえ適切に設定¹⁴するものとし、本解説資料において示すこととする¹⁵。また、適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）で原則引き下げることとする。

イ. 未利用エネルギー¹⁶の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点¹⁷から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当

¹⁴ X年度の契約において使用する排出係数しきい値は、原則としてX-1年度に有識者の意見等を踏まえ決定する。

¹⁵ 2026（令和8年）度分の契約における排出係数しきい値は2023（令和5）年度及び2024（令和6）年度における全国の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等（小売電気事業者自らの公表値を含む。）を踏まえ **0.520kg-CO₂/kWh** とする。

¹⁶ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

¹⁷ 未利用エネルギーの活用に当たっては、発電への利用とともに、熱エネルギーとしての有効利用についても検討することが望ましい。

しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

ウ. 再生可能エネルギーの導入状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、前年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気¹⁸の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。なお、再生可能エネルギーの導入状況における再生可能エネルギー電気、国及び独立行政法人等が調達する電力における再生可能エネルギー電気及び非化石証書等の関係は表Ⅱ-2-2を参照されたい。

また、裾切り方式における再生可能エネルギーの導入状況に係る評価については、前年度の全国の小売電気事業者の再生可能エネルギーの導入状況の実績及び推移等を踏まえ、継続的かつ適切に引き上げるものとする。

（算定方式）

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端) (kWh)}} \times 100$$

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))
- ②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度¹⁹により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)²⁰の量(kWh)
- ③J-クレジット制度²¹により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ④非化石価値取引市場²²から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤非化石価値取引市場から調達したトラッキング付非FIT非化石証書(再エネ指定)の量(kWh)

¹⁸ 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

¹⁹ 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO₂排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

²⁰ グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量(kWh)とする。

²¹ 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

²² 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非FIT非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

(3) 加点項目について

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組」及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」の2つを加点項目の設定に当たっての大枠の方向性とし、この方向性を踏まえ、調達者の判断により、裾切り方式のオプションとして評価する加点項目とすることができる。具体的な評価内容の例としては、

- 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

などが考えられる。

(4) 裾切り要件について

裾切り要件である「各評価項目の区分・配点」及び「入札参加資格の裾切り基準」については、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約に努めることを踏まえつつ、調達者がそれぞれ、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

- ① 公正な競争の確保の観点から、原則として複数の小売電気事業者の参入が可能な内容とすること。
- ② 仕様書等に示された契約期間中の契約電力、再生可能エネルギー電気、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約できる内容とすること。
- ③ 当分の間、一般送配電事業者の供給区域を基本に、施設固有の事情がない限り、同一供給区域内の施設については設定する基準は同一にすること。さらに必要に応じて複数の供給区域のグループ化も検討すること。
- ④ 裾切り要件については毎年度見直しを検討すること。また、排出係数しきい値については適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）で原則引き下げることとする。

裾切り要件の設定に当たっては、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者が全国から広く入札に参加することを促すための動機付けとなるよう、地域の実情を踏まえた上で、可能な限り一定レベル以上を目指すことが重要である。このため、必要に応じ、評価項目である二酸化炭素排出係数の区分が概ね同程度であることを前提に、一般送配電事業者の供給区域ごとの小売電気事業者の参入状況、販売電力量の状況及び入札参加者数等を参考として複数の供給区域のグループ化を図るものとする。さらに、グループ化された地域を含め、各地域において裾切り要件の継続的なレベルアップを図ることにより、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者の参入を促すことで、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出

の削減につながる。

なお、当該地域への小売電気事業者の参入状況、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等の裾切り方式に使用している評価値が毎年変動すること等を考慮し、適切な契約期間を検討する²³とともに、裾切り要件については、毎年度見直しを検討することが望ましい。

また、低圧電力において、みなし小売電気事業者はユニバーサルサービスが義務付け²⁴られており、排出係数の悪化があり得ると想定されるため、低圧電力を対象とした裾切り要件の設定を検討する際は、当該地域において電気の供給を行うみなし小売電気事業者を含む複数の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考とする。

以下に、上記の観点を踏まえて、70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を与えることとした場合の、具体的なポイント制の区分・配点の例を示す。

なお、一般送配電事業者の供給区域ごとの配点例については、前年度の未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況並びに12月頃に公表される前年度のメニュー別排出係数、残差排出係数及び小売電気事業者が公表した排出係数を参考に作成し、環境省のホームページ等で公表することとしているので参考にされたい(巻末の情報源を参照)。

◇具体的な区分・配点の例

【必須項目】

要 素	区 分 例	配 点 例
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.520 未満	35
	排出係数しきい値 0.520 以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0 %以上	20
	8.0 %以上 15.0 %未満	15
	3.0 %以上 8.0 %未満	10
	0 %超 3.0 %未満	5
	導入していない	0
上記①～③の満点	—	100

²³ 複数年契約の場合は、毎年度調達先である小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等の裾切りの評価項目を確認するとともに、各機関の排出量の変化を把握することが望ましい。また、複数年契約の場合にあっても、契約時においては、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を評価した環境配慮契約を実施するよう努めるものとする。

²⁴ 低圧電力については、当面の間は、みなし小売電気事業者が最終保障供給及びユニバーサルサービスの義務を負う。

【加点点目】 ※調達者において設定するか否かを判断すること

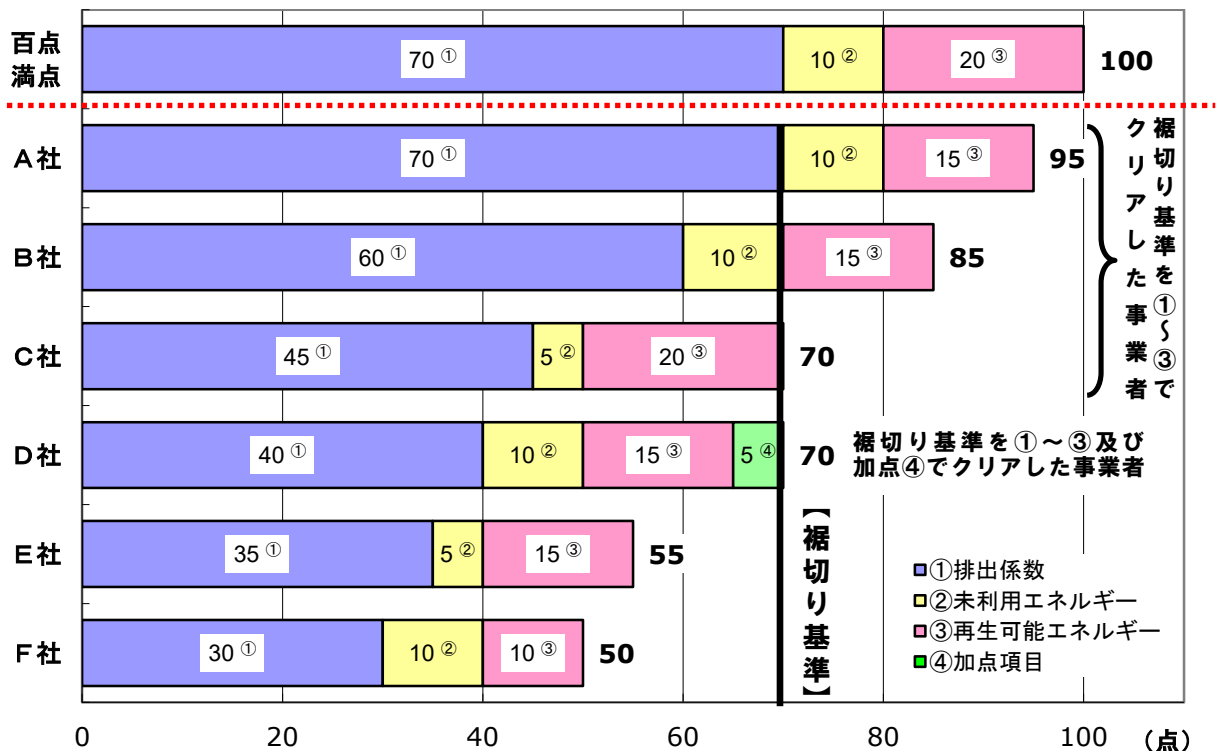
④ ・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

上記の例において、必須項目のみ設定した場合で、②で5点、③で15点を獲得した場合、裾切り基準（70点）を満たすために必要な二酸化炭素排出係数は0.450kg-CO₂/kWh未滿となる。

また、「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組」「地域における再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」を加点点目として設定した場合であって、②で5点、③で15点、④で5点を獲得した場合、裾切り基準を満たすために必要な二酸化炭素排出係数は0.475kg-CO₂/kWh未滿となる。

入札参加資格の裾切り基準は、前述のとおり、調達者が適切に設定することとなるが、現在各府省庁等で実施されている裾切り方式においては、**70点**を裾切り基準としている（70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を与える）ものが多い。

図Ⅱ-2-1は、70点を裾切り基準とし、①二酸化炭素排出係数の配点を70点、②未利用エネルギーの活用状況の配点を10点、③再生可能エネルギーの導入状況の配点を20点として、④需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を加点点目（5点）とした場合の具体的な裾切りのイメージである。



図Ⅱ-1.1-1 具体的な裾切りのイメージ

1-3 再生可能エネルギー電気の調達

国及び独立行政法人等の各機関は、原則として電気の供給を受ける契約ごとに調達する電

力に占める再生可能エネルギー電気の割合を仕様書等に明記することとする。対象となる契約、調達する再生可能エネルギー電気の種類及び調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、以下のとおりである。

なお、電気の供給を受ける契約に関連する制度・計画等において再生可能エネルギー電気の定義が整理された場合には、整合するよう見直すこととする。

(1) 対象となる契約

仕様書等に再生可能エネルギー電気の割合を記載する対象となる契約は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に係る基本的事項に示された、裾切り方式の対象となる「入札に付する契約」とする²⁵。なお、入札に付さない契約の場合であっても、可能な限り再生可能エネルギー電気の調達に努めるものとする。

また、本解説資料の巻末に【参考】として、調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を示した仕様書の例（概要）を掲載しているので参考にされたい。

(2) 調達する再生可能エネルギー電気の種類

各機関が調達する再生可能エネルギー電気の種類（再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー電源及び出力3万kW以上の水力発電（ただし、揚水発電を除く。以下「大型水力」という。））は、表Ⅱ-2-2に示す電気と証書等の組み合わせとする。また、裾切り方式の評価項目である再生可能エネルギーの導入状況における再生可能エネルギー電源と調達する電気における再生可能エネルギー電源の関係は、図Ⅱ-2-2のとおりである。

表Ⅱ-1.1-2 再生可能エネルギーの導入状況及び調達する電気の再生可能エネルギー電源の種類及び非化石証書等との関係

証書の種類 環境配慮契約	グリーンエネルギー (電力・熱) 証書	J-クレジット (再エネ 電源由来)	市場取引			相対取引
			FIT	非FIT		電気とセット 又は トラッキング付
				再エネ指定	再エネ指定 なし	
再生可能エネルギー の導入状況 ^{※1}	○ ^{※3}	○ ^{※3}	○	○ ^{※4}	×	○
再生可能エネルギー 電気の調達 ^{※2}	○	○	○	○	×	○

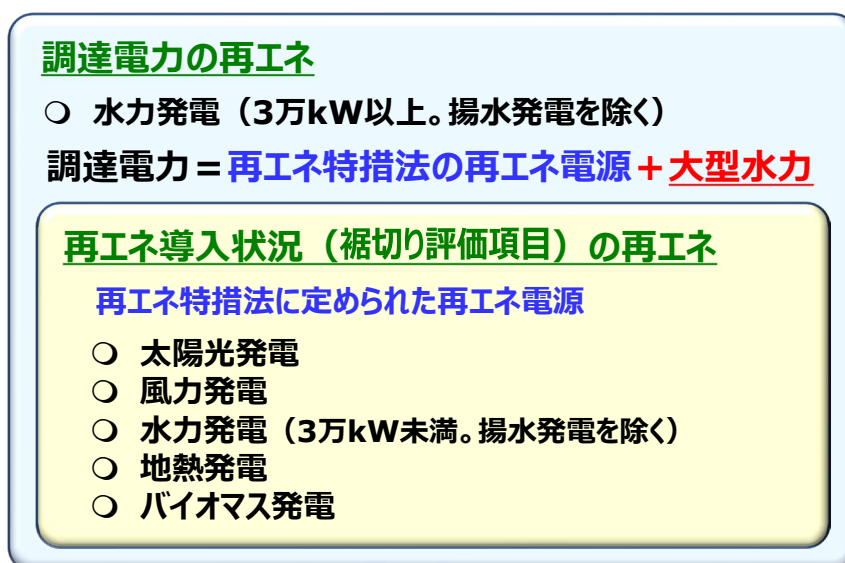
※1：「再生可能エネルギーの導入状況」は事業者の評価項目であって、再エネ特措法施行規則に規定された電源（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）が対象

※2：「再生可能エネルギー電気の調達」は国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約によって調達する再エネ電力（大型水力を含む）

²⁵ 沖縄電力の供給区域は系統が連系していないこと、供給している小売電気事業者が少ないこと等の地域特性により、必ずしも裾切り方式の実施を求めていなかったが、2025（令和7）年度分の契約から調達する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合を仕様書等に明記することとする。

※3：グリーンエネルギー証書（電力）及び J-クレジットについては調整後排出係数の算定に用いたものに限る（前述 1-2（2）ウ参照）

※4：トラッキング付の再エネ指定の非 FIT 非化石証書のうち大型水力を除く



図Ⅱ-1.1-2 再生可能エネルギーの導入状況及び調達する電気の再生可能エネルギー電源の種類を含む関係

なお、再生可能エネルギー電気の調達に当たっては、必要に応じ、調達対象となる電源の環境負荷等を確認²⁶するなど可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努めることとし、PPA（Power Purchase Agreement）モデルの活用についても積極的な検討を推奨するものとする²⁷。

（3）調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合

2026（令和 8）年度の電気の供給を受ける契約における調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、2025（令和 7）年度に引き続き、少なくとも 40%とし²⁸、政府実行計画に掲げられた目標の達成に向けて各機関の判断により、必要に応じ、より高い割合を設定することは差し支えない。

なお、調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、政府実行計画に掲げられた 2030 年度までに 60%以上とする目標達成に向けて、再生可能エネルギー電気の調達実績及

²⁶ 例えば、固定価格買取制度（FIT/FIP 制度）において、バイオマス発電に対する認定基準の一つである燃料の安定調達確保の一部として、中長期的な観点から持続可能な形で生産された燃料を調達することを求めており（例えば輸入バイオマス燃料の第三者認証など）、総合資源エネルギー調査会の下にバイオマス持続可能性ワーキンググループが設置され、議論が継続されている。

²⁷ 現時点では、いわゆる「追加性」の基準は定まっていない状況にあるが、再生可能エネルギー電源の導入を促す効果があるものとして、オンサイト PPA やオフサイト PPA 等があげられる。なお、RE100（後述 p.35 「【参考】公的機関のための再エネ調達実践ガイド」参照）の技術要件（Technical Criteria）においては、調達対象となる再生可能エネルギー電気は、原則として運転開始又はリパワリングから 15 年以内であることとされている。

²⁸ 設定された再生可能エネルギー電気の割合で調達が困難な場合にあつては、当該地域における小売電気事業者の再生可能エネルギー電気の供給状況等を踏まえ、適切に再生可能エネルギー電気の割合を設定の上、調達するものとする。

びその進捗状況並びに小売電気事業者の供給状況等を踏まえ、少なくとも2年に1回程度見直すこととし、適切な再生可能エネルギー電気の割合を設定・提示するものとする。

2. 契約方法等について

2-1 契約の対象

当該地域において、電気の供給が可能な小売電気事業者が3社以上存在する場合に、本契約方式を適用することとする。

2-2 仕様

裾切り方式により、電気の供給を受ける契約に係る仕様書の構成及び記載する内容例は、表Ⅱ-1.2-1のとおりである。また、裾切り基準を満たすことを証明する書類の提出方法等については、入札公告及び入札説明書の中で必要事項を記載する。なお、仕様書例については、環境省のホームページにおいて公表することとしていることから、適宜参考とされたい。

表Ⅱ-1.2-1 仕様書の構成及び記載内容の例

記載項目	記載内容等（例）
件名	（契約予定施設名）における電気の供給を受ける契約の旨記載
需要場所等	需要場所、業種及び用途を記載
契約期間	契約開始日から契約終了日
供給電気方式等	供給電圧、計量電圧、供給電気方式、標準周波数等
契約電力	契約電力（最大電力）
予定使用電力量	予定使用電力量
供給電気の要件等	供給電気の種類及び再生可能エネルギー電気の割合
電力量等の検針	自動検針装置の有無、電力会社の検針方法、計量器の構成
需給地点	需給地点の記載
電気工作物の財産分界点	電気工作物の財産分界点の記載
保安上の責任分界点	保安上の責任分界点の記載
燃料費、力率	燃料費、力率の変動による契約価格の改定について記載
電力使用実績	各月の最大電力の実績データ 電力使用量の実績データ（月別・日別・時間別等）

2-3 標準的な手続とスケジュール

本契約方式を適用する場合の標準的な流れは、図Ⅱ-1.2-1のとおりである。

以下に、図Ⅱ-1.2-1に沿って、各段階における手続の概要を示す。

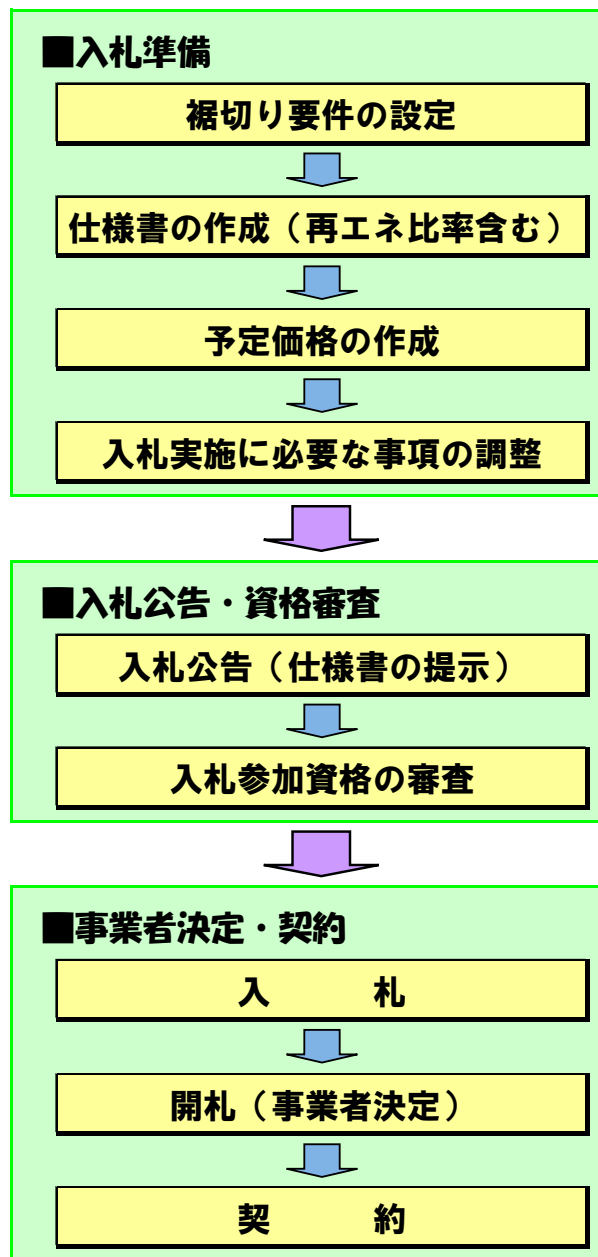
(1) 入札準備

入札準備段階は、①裾切り要件の設定、②仕様書の作成、③予定価格の作成、④入札実施に必要な事項の調整を実施する。

- ① 「裾切り要件の設定」については、前述「1-2 裾切り方式」を参考とし、適切に裾切り要件を設定する。
- ② 「仕様書の作成」については、上記「2-2 仕様」のとおり、環境省のホーム

ページで公表する仕様書例等を参考とし、必要事項（調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を含む。）を記載した仕様書を作成する。

- ③ 「**予定価格の作成**」については、前年度における電力使用量の実績データ等を踏まえ、適切に予定価格を作成する。
- ④ 「**入札実施に必要な事項の調整**」については、必要に応じ実施する。



図Ⅱ-1.2-1 裾切り方式に係る入札手続

(2) 入札公告・資格審査

入札公告・資格審査段階は、①入札公告、②入札参加資格の審査を実施する。

- ① 「**入札公告**」については、裾切り方式による入札参加資格の審査及び入札までに要する期間を勘案して、適切に実施する。

- ② 「入札参加資格の審査」については、上記「(1) ① 裾切り要件の設定」において設定した裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る審査書類に基づき審査を実施する(審査結果については、入札参加希望者に対し、速やかに通知する。)

(3) 事業者決定・契約

事業者決定及び契約段階は、①入札及び開札(事業者決定)、②契約を実施する。

- ① 「入札及び開札(事業者決定)」については、裾切り方式による入札参加要件を満たした事業者の中から最低価格落札方式によって決定する。
- ② 「契約」については、落札者と落札決定から定められた期間内に契約を実施する。

2-4 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用

(1) 環境配慮契約を実施する場合

環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に関する基本的事項に示されたとおり、裾切り方式は、「入札に付する場合」に適用することとなっている。このため、原則として低圧受電施設等についても、同様な考え方とし、入札に付する場合については、環境配慮契約を実施するとともに、仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を明記するものとする。

他方、低圧受電施設等の大部分は、入札に付す必要がある場合に該当する一定規模の電力調達規模(予定価格が予算決算及び会計令又は当該機関の会計規程等に定められた少額随意契約の対象に当たらない場合)に達しない状況にある。しかし、より低炭素な電気を調達する観点からは、環境配慮契約を実施することが重要であり、低圧受電施設等においても、可能な限り環境配慮契約の実施を促す必要があるものと考えられる。このため、調達・供給双方の入札手続の簡素化とともに、入札参加者の確保及び入札参加促進等の観点から、ある程度対象となる施設等をまとめて発注することができる場合については一括発注を行うことが現実的と考えられる。

こうした考え方を踏まえ、ある低圧受電施設の契約が一定の電力調達規模に達しない場合において、周辺の複数の低圧受電施設等における契約時期の調整²⁹を行い、一括して発注を行うことを検討するものとし、可能な施設等を対象として環境配慮契約の実施に努めるものとする。

具体的には、調達者は複数の低圧受電施設等をまとめた一括発注の可能性について、以下の事項について検討の上、可能な範囲で環境配慮契約の実施に努めることが適当である。

- 原則として一般送配電事業者の供給区域内の低圧受電施設(従量電灯及び低圧電力)のみをまとめること【同一地域・同一メニュー】
- 複数の施設の契約時期の調整を行い、同一契約期間とすること。また、原則として契約期間は1年とすること【同一期間】

²⁹ 複数の施設等の契約開始日を揃える又は契約開始時期の不一致への対応を含めた仕様書を作成する。

○ 電力使用実績及び予定使用電力量を提示すること

低圧の電力小売自由化が始まったばかりのこともあり、今後、当該地域において、より低炭素な小売電気事業者の参入もあり得ることから、毎年度見直しを行う裾切り要件の適用により、小売電気事業者の再評価を行うことが望ましい。

(2) 入札に付さない場合

随意契約³⁰等の入札に付さない場合（低圧受電施設等で予定価格が少額等の場合）は、環境配慮契約（裾切り方式）の実施は求められてはいない。

しかしながら、温室効果ガス排出削減の観点から、より二酸化炭素排出係数の低い電力の調達を図ることが重要であるため、調達者は、当該地域に電力を供給していて当該施設に電力を供給可能である小売電気事業者のうち、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者や再生可能エネルギーの導入割合の高い事業者など、同地域における裾切り基準を満たす事業者から選定して見積を徴する³¹ことで、より低炭素な電気が調達される可能性を増やす対応が求められる。併せて、可能な限り再生可能エネルギー電気の調達に努めるものとする。

なお、見積を徴する場合は、小売電気事業者が示す料金メニューを活用することも、手続の簡素化等の観点から現実的な対応と考えられる。

³⁰ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる（会計法第29条の3第5項）。

³¹ 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない（予算決算及び会計令第99条の6）。

3. その他

3-1 調達者の役割

調達者は、前項までの事項を踏まえ、以下の点に留意しながら契約業務を行うものとする。

- 公正な競争の確保のため、裾切り要件（区分・配点等）について、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を参考とし、適切に設定する。
- 電気の合理的かつ適切な使用等に努め、特別な事情がない限り、使用する電力量は予定使用電力量を上回ってはならない。

3-2 その他必要な手続

調達者が契約業務を実施するに当たって、その他に留意すべき手続や内容について例示する。

- 仕様書の作成に当たっては、電気需給契約書（小売電気事業者と締結している契約書）等を参考に現行の契約内容を把握することが可能である。
- 入札参加資格の審査に当たっては、入札参加希望者に対し、参加資格に係る審査書類について、その根拠資料とともに提出を求め、調達者が設定した裾切り基準を満足するか確認する。
- 年間契約の場合の予定使用電力量は、原則として前年の年間使用電力量を上回らない範囲において、適切に設定するものとするが、契約期間内において契約施設の増改築や設備の拡張・更新等の前年の使用電力量から大幅に変動することが予め判明している場合にあつては、当該事情を考慮した予定使用電力量を設定する。

Ⅱ-2. 総合評価落札方式に関する基本的事項について

1. 総合評価落札方式の解説

1-1 総合評価落札方式の基本的考え方

電気の供給を受ける契約に関する契約における総合評価落札方式の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- 温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）の低い小売電気事業者との契約に努めるよう配慮する。
- 温室効果ガス排出削減の観点から、環境への負荷の低減に関する小売電気事業者の取組状況（二酸化炭素排出係数、再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）、電気の価格及び電源構成・二酸化炭素排出係数の開示の状況等を総合的に評価して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）を採用する。
- 再生可能エネルギー電気の割合が供給の全ての割合を占める場合は、必ずしも総合評価落札方式によらなくてもよい。
- 公正な競争の確保の観点も踏まえ、総合評価落札方式の評価項目や配点の設定に当たっては原則複数の小売電気事業者の参入が可能であることを確保する。
- 契約期間中の契約電力、再生可能エネルギー電気、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約するよう配慮する。
- 再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努める。
- 地域共生が図られていない発電施設において発電された電気の調達を回避する。
- 小売電気事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮する。
- 評価要件については、必要に応じて見直しを行う（排出係数しきい値及び再生可能エネルギー電気の割合については適切なタイミング（少なくとも2年に1回）で原則引き下げ／引き上げを行う。）。

1-2 対象となる契約の考え方

電気の供給を受ける契約において、入札に付する契約は総合評価落札方式により落札者を決定するものとする。なお、その他の契約方式を用いて、再生可能エネルギー電気の割合が供給の全ての割合を占める場合は、必ずしも総合評価落札方式とする必要はない。

再生可能エネルギー電気の調達に当たっては、必要に応じ、調達対象となる電源の環境負荷等を確認³²するなど、可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可

³² 例えば、固定価格買取制度（FIT/FIP 制度）において、バイオマス発電に対する認定基準の一つである燃料の安定調達確保の一部として、中長期的な観点から持続可能な形で生産された燃料を調達することを求めており

能エネルギー電気の調達に努めることとし、PPA（Power Purchase Agreement）モデルの活用についても積極的な検討を推奨するものとする³³。

1-3 総合評価落札方式について

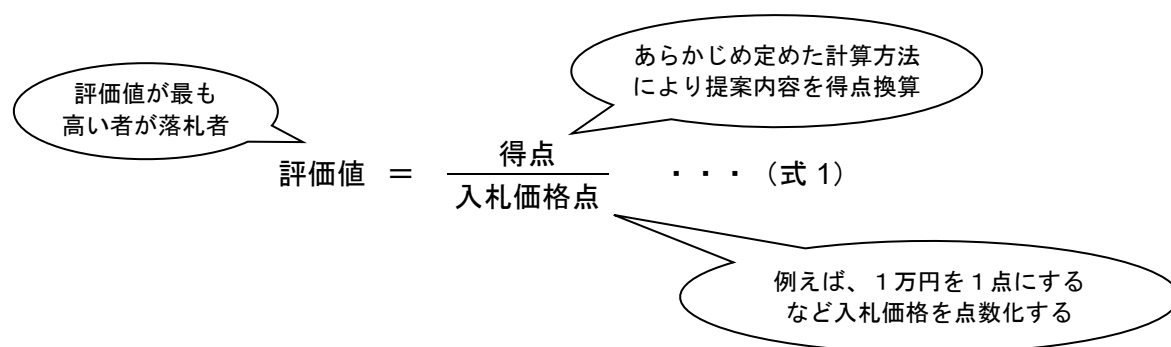
基本的な考え方等を踏まえ、具体的な総合評価落札方式について、以下に示す。

(1) 総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式は、入札価格に係る評価点（入札価格点）のほかに、価格以外の要素に係る評価点（技術点）を評価の対象に加えることで品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を評価した結果として最も優れた者を落札者として決定する方式である。

ア. 評価方式の概要

総合評価落札方式においては、提案の内容は評価指標をもとに得点に換算され、この得点と入札価格を比較した評価値を求めることによって、最もコストパフォーマンスの優れた提案を判断する。具体的な評価値は、以下の方法で算定する（式1）。



イ. 評価の考え方

本契約で用いる評価方式は、入札説明書等に記載された要求要件（＝調達者が示す標準案の状態）を満足しているかを判断し、満足している場合には、標準点（＝100点）を与える。さらに、環境性能について標準案の状態を上回る部分に対して、標準点を基準として、評価に応じた加算点を与えるものとする。

具体的な得点は、標準点と加算点の合計とする（式2）。

（例えば輸入バイオマス燃料の第三者認証など）、総合資源エネルギー調査会の下にバイオマス持続可能性ワーキンググループが設置され、議論が継続されている。

³³ 再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する評価指標の一つである「追加性」については、再生可能エネルギー電源の導入を促す効果があるものとして、オンサイト PPA やオフサイト PPA 等があげられる。なお、RE100 の技術要件（Technical Criteria）においては、調達対象となる再生可能エネルギー電気は、原則として運転開始又はリパワリングから 15 年以内であることとされており、本項においては、この技術要件を参考として「追加性のある再生可能エネルギー電気」として評価することとしている（後述（2）オ①参照）。

$$\text{得点} = \text{標準点} + \text{加算点} \quad \dots \text{(式 2)}$$

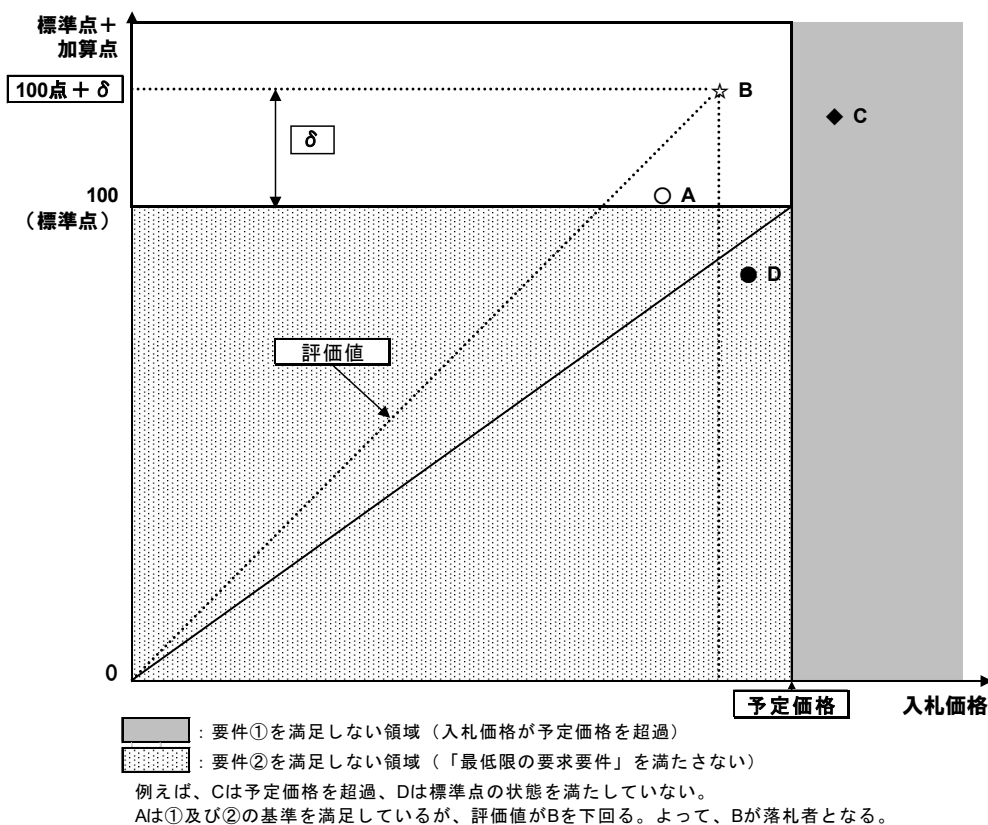
ウ. 選定方法

本評価方式の場合、クリアすべき最低要件として、

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること
- ② 評価項目に関する最低限の要求要件（標準点）を満たしていること
- ③ その他、行政目的に応じて仕様に記載された事項に合致していること

があげられる。

上記①～③を満足するものの中から評価値の最も高いものを落札者とする。本方式の評価値を用いた落札者選定のイメージは、図Ⅱ-2.1-1のとおり。



図Ⅱ-2.1-1 総合評価落札方式で行う評価値を用いた落札者選定のイメージ

エ. 評価項目

電気の供給を受ける契約において、価格以外の要素として評価する環境配慮としては、電気の供給における二酸化炭素排出量の削減を評価する。電気の供給における二酸化炭素排出量は二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギー電気の割合等をもって評価することとするが、具体的な評価項目は、以下のとおりとする。

① 標準点（最低限満たすべき評価項目）

表Ⅱ-2.1-1 に示された1～3の評価項目（2及び3にあつては基準値）を全て満たす場合に100点を付与する。最低限満たすべき評価項目であることから、標準点100点を得られない事業者は不合格となり契約できない。

表Ⅱ-2.1-1 総合評価落札方式における標準点の評価項目

標準点の評価項目		基準値
1	電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示 ³⁴ していること	—
2	事業者全体 ^注 又は調達する電気の二酸化炭素排出係数	事業者全体：0.435kg-CO ₂ /kWh 以下 調達電気：0.342kg-CO ₂ /kWh 以下
3	調達する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合	50% 以上

注：沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用するものとする。

② 加算点

表Ⅱ-2.1-2 に示されたア～キの項目について、それぞれの取組状況に応じて加算点を計算し合計する。

加算点の満点は50点とする。また、ア～カの6つの評価項目については必須項目として必ず評価することとし、キについては調達者の判断により評価項目とするか否かを決めるものとする。

なお、各評価項目の評価方法は「（2）評価項目の詳細」を参照されたい。

表Ⅱ-2.1-2 総合評価落札方式における加算点の評価項目

加算点の評価項目			配点 ^{注1}
ア	必須	事業者全体 ^{注2} の二酸化炭素排出係数	20点
イ		調達する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合	10点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5点
オ		調達する電気に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5点
キ	任意	ダイヤモンド・リスパンスの取組	任意

注1：配点は加算点の標準的な例を示したもの。加算点の合計50点を変更しない限り、調達者の判断により、キの任意の評価項目の採用を含め、配点・配分を決めることは差し支えない。

注2：沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用するものとする。

³⁴ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であつて、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。

(2) 評価項目の詳細

ア. 事業者全体又は調達電気の二酸化炭素排出係数

① 評価に用いる二酸化炭素排出係数

最も重要な評価項目の二酸化炭素排出係数については、以下の値を用いることとする。

小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数³⁵（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものの³⁶又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの³⁷）。

表Ⅱ-2.1-3 評価に用いる事業者全体の調整後排出係数の年度及び適用時期（例）

年 度	(X-1) 年度		X年度	
	12～3月	4～6月	7～11月	12～3月
公表されている 排出係数 ^{注1}	(X-2)年度 メニュー別排出係数等		(X-2)年度 事業者全体確定値等	(X-1)年度 メニュー別排出係数等
裾切り評価に用いる 排出係数の年度	(X-3)年度又は (X-2)年度 ^{注2}		(X-2) 年度	(X-2)年度又は (X-1)年度 ^{注2}

注1：温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの（公表時期は前後する場合がある）

注2：温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの

③ 標準点の評価

標準点における二酸化炭素排出係数の基準値は、事業者全体では0.435kg-CO₂/kWh以下、調達する電気では0.342kg-CO₂/kWh以下とする。なお、基準値は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の実績、再生可能エネルギー電気の調達実績、地球温暖化対策計画や政府実行計画及びエネルギー基本計画等の関連施策との整合を図りつつ、前年度の全国の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、電源構成及びその推移、供給区域別の参入状況等について点検・確認するとともに、有識者の意見等を踏まえ適切に設定³⁸するものとし、本解説資料において示すこととする³⁹。

³⁵ 最新の「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」に基づき算定されたものの。

³⁶ 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

³⁷ 温対法に基づき算定される小売電気事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数については例年7月頃と12月頃の2回公表されている。7月頃に公表される事業者全体の排出係数は前々年度のものである。他方、環境省が公表する裾切り評価に使用する供給区域別の配点例（後述 p.24 参照）の作成に当たって参考とする調整後排出係数は、12月頃に公表される前年度のメニュー別排出係数、残差排出係数、及び小売電気事業者が温対法に基づき算定した排出係数であることから、裾切り方式の実施に当たっても、入札参加希望事業者に提出を求めるとともに、可能な限り最新の小売電気事業者が算定した調整後排出係数を使用するものとする。

³⁸ X年度の契約において使用する基準値は、原則としてX-1年度に有識者の意見等を踏まえ決定する。

³⁹ 2027（令和9年）度以降の基準値は全国の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等（小売電気事業者自らの公表値を含む。）を踏まえ検討する。

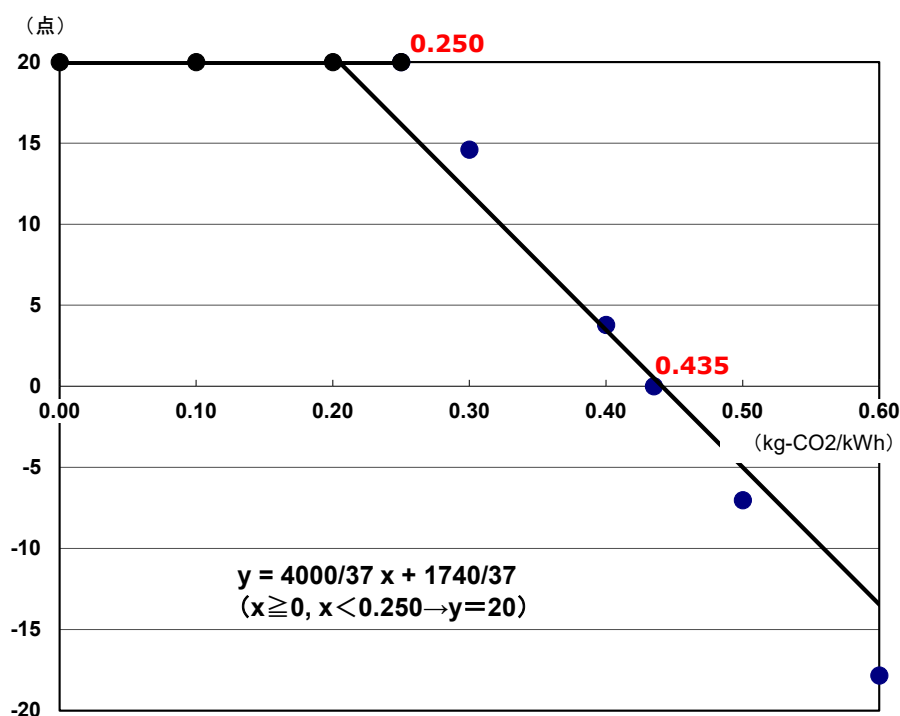
③ 加算点の評価（必須）

加算点においては、事業者全体の二酸化炭素排出係数を線形評価する。標準点の基準値である 0.435kg-CO₂/kWh を下回る場合は加点し、上回る場合は減点する。なお、0.250kg-CO₂/kWh 以下は上限値を与える。

配点を 20 点とする場合の線形評価式及び評価点のグラフは以下のとおり。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点ア： } y = -\frac{4000}{37}x + \frac{1740}{37} \quad (x \geq 0, x < 0.250 \rightarrow y = 20)$$



図Ⅱ-2.1-2 事業者全体の二酸化炭素排出係数に係る評価式及び評価図（加算点）

なお、線形評価に当たっては自動算定用のエクセルファイルを[環境省のホームページに掲載](#)しているので参考にされたい（以下同じ）。

イ. 調達する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合

① 調達する再生可能エネルギー電気の種類

各機関が調達する再生可能エネルギー電気の種類（再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー電源及び出力 3 万 kW 以上の水力発電（ただし、揚水発電を除く。以下「大型水力」という。）は、表Ⅱ-2.1-4 に示す電気と環境価値の組合せとする。また、調達する電気の再生可能エネルギー電源の種類と、加算点の評価項目である再生可能エネルギーの導入状況における再生可能エネルギー電源の種類は、図Ⅱ-2.1-3 のとおりである。

表Ⅱ-2.1-4 再生可能エネルギーの導入状況及び調達電気の再生可能エネルギー電源の種類及び非化石証書等との関係

証書の種類 環境配慮契約	グリーンエネルギー (電力・熱) 証書	J-クレジット (再エネ 電源由来)	市場取引			相対取引
			FIT	非FIT		
				再エネ指定	再エネ指定 なし	電気とセット 又は トラッキング付
再生可能エネルギー の導入状況※1	○※3	○※3	○	○※4	×	○
再生可能エネルギー 電気の調達※2	○	○	○	○	×	○

※1：「再生可能エネルギーの導入状況」は事業者の評価項目であって、再エネ特措法施行規則に規定された電源（太陽光、風力、水力（30,000kW未滿。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）が対象

※2：「再生可能エネルギー電気の調達」は国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約によって調達する再エネ電気（大型水力を含む）

※3：グリーンエネルギー証書（電力）及びJ-クレジットについては調整後排出係数の算定に用いたものに限る（後述ウ①参照）

※4：トラッキング付の再エネ指定の非FIT非化石証書のうち大型水力を除く

調達電力の再エネ

- 水力発電（3万kW以上。揚水発電を除く）

調達電力 = 再エネ特措法の再エネ電源 + 大型水力

再エネ導入状況（裾切り評価項目）の再エネ

再エネ特措法に定められた再エネ電源

- 太陽光発電
- 風力発電
- 水力発電（3万kW未滿。揚水発電を除く）
- 地熱発電
- バイオマス発電

図Ⅱ-2.1-3 再生可能エネルギーの導入状況及び調達する電気の再生可能エネルギー電源の種類との包含関係

③ 標準点の評価

電気の供給を受ける契約における、調達する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合は、標準点の基準値として、少なくとも50%とする⁴⁰。政府実行計画に掲げられた目標の達成に向けて各機関の判断により、必要に応じ、より高い割合を設定することは差し支えない。

⁴⁰ 設定された再生可能エネルギー電気の割合で調達が困難な場合にあつては、当該地域における小売電気事業者の再生可能エネルギー電気の供給状況等を踏まえ、適切に再生可能エネルギー電気の割合を設定の上、調達するものとする。

なお、調達する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合は、政府実行計画に掲げられた 2030 年度までに 60%以上とする目標達成に向けて、再生可能エネルギー電気の調達実績及びその進捗状況並びに小売電気事業者の供給状況等を踏まえ、見直すこととし、適切な再生可能エネルギー電気の割合を設定・提示するものとする。

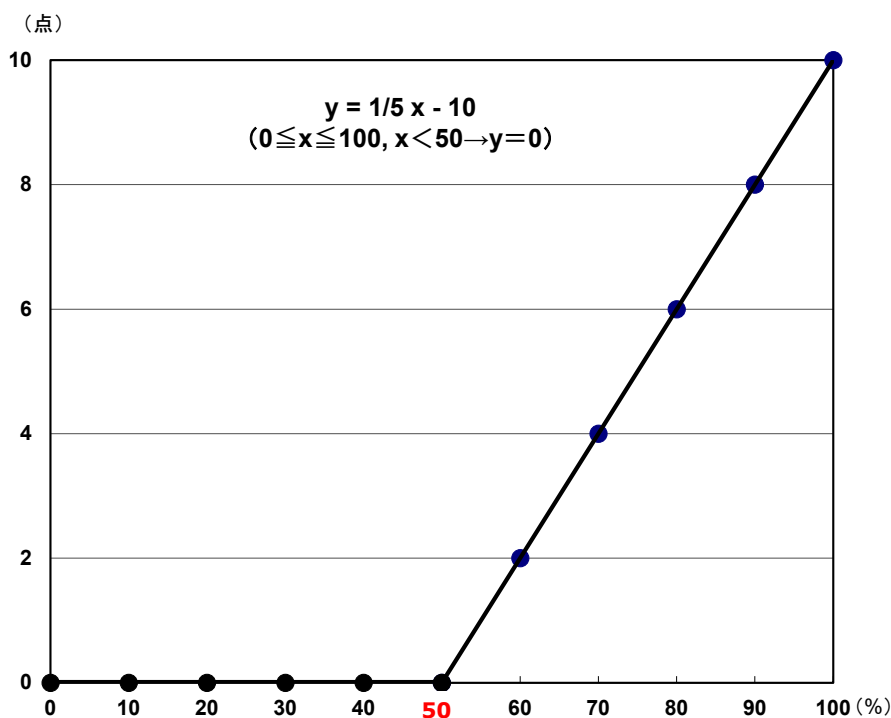
③ 加算点の評価（必須）

加算点においては、標準点の基準値である 50%を上回る場合に加点し、100%を満点として線形評価する。

配点を 10 点とする場合の線形評価式及び評価点のグラフは以下のとおり。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点イ： } y = \frac{1}{5}x - 10 \quad (0 \leq x \leq 100, x < 50 \rightarrow y = 0)$$



図Ⅱ-2.1-4 調達する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合に係る評価式及び評価図（加算点）

ウ. 再生可能エネルギーの導入状況

① 評価対象の再生可能エネルギー電気の種類

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、前年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気⁴¹の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下

⁴¹ 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW

のとおりとする。なお、再生可能エネルギーの導入状況における再生可能エネルギー電気、国及び独立行政法人等が調達する電気における再生可能エネルギー電気及び非化石証書等の関係は表Ⅱ-2.1-4を参照されたい。

また、加算点における再生可能エネルギーの導入状況に係る評価については、前年度の全国の小売電気事業者の再生可能エネルギーの導入状況の実績及び推移等を踏まえ、継続的かつ適切に引き上げるものとする。

(算定方式)

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端) (kWh)}} \times 100$$

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度⁴²により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)⁴³の量(kWh)
- ③ J-クレジット制度⁴⁴により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ④ 非化石価値取引市場⁴⁵から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達したトラッキング付非FIT非化石証書(再エネ指定)の量(kWh)

② 加算点の評価(必須)

電気の供給を受ける契約における再生可能エネルギーの導入状況は、事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する。導入していれば加点することとし、15%を満点として線形評価する。

配点を5点とする場合の線形評価式及び評価点のグラフは以下のとおり。

未満。ただし、揚水発電は含まない。))、地熱及びバイオマス)による電気を対象とする。

⁴² 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO₂排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

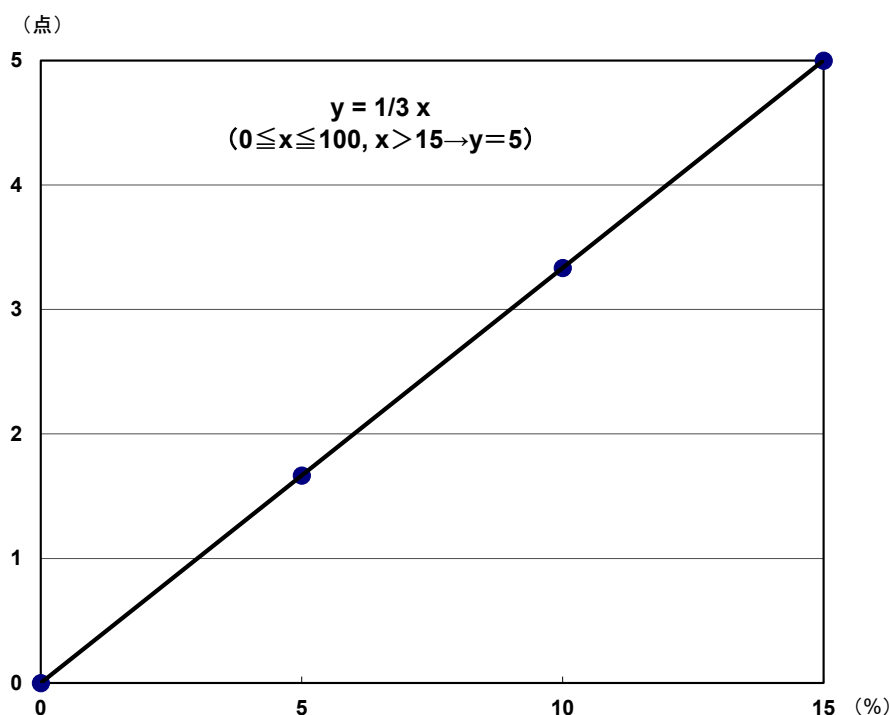
⁴³ グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量(kWh)とする。

⁴⁴ 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

⁴⁵ 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非FIT非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点ウ： } y = \frac{1}{3}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 15 \rightarrow y = 5)$$



図Ⅱ-2.1-5 再生可能エネルギーの導入状況に係る評価式及び評価図（加算点）

エ. 未利用エネルギー⁴⁶の活用状況

① 評価対象の未利用エネルギー

未利用エネルギーの有効活用の観点⁴⁷から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

⁴⁶ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

⁴⁷ 未利用エネルギーの活用に当たっては、発電への利用とともに、熱エネルギーとしての有効利用についても検討することが望ましい。

(算定方式)

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

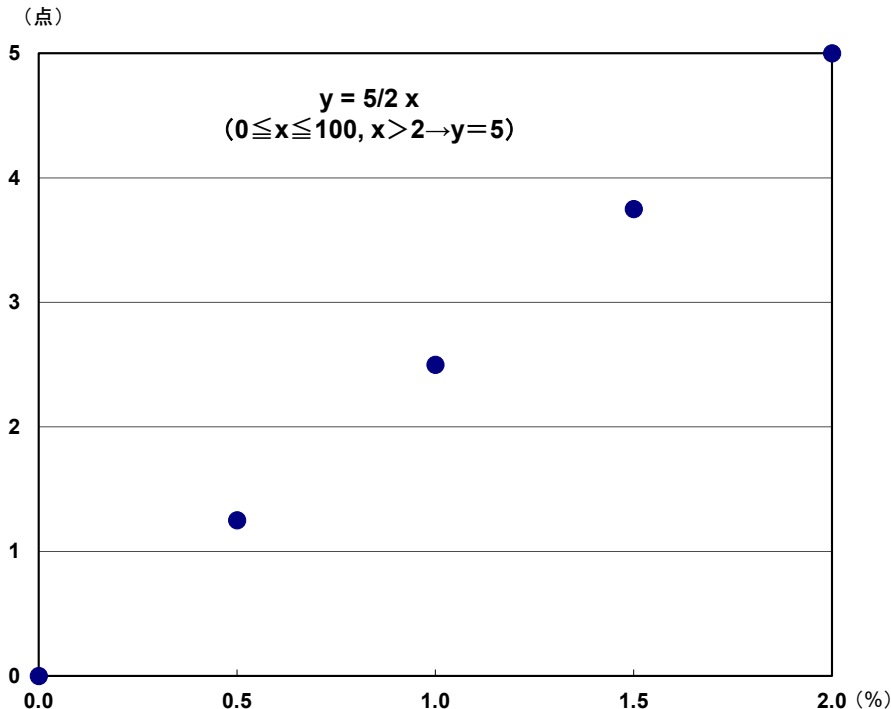
② 加算点の評価 (必須)

電気の供給を受ける契約における未利用エネルギーの活用状況は、事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。活用していれば加点することとし、2%を満点として線形評価する。

配点を5点とする場合の線形評価式及び評価点のグラフは以下のとおり。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点} \text{ } \mathbf{E} : \quad \mathbf{y} = \frac{5}{2} \mathbf{x} \quad (0 \leq \mathbf{x} \leq 100, \mathbf{x} > 2 \rightarrow \mathbf{y} = 5)$$



図Ⅱ-2.1-6 未利用エネルギーの活用状況に係る評価式及び評価図 (加算点)

オ. 調達電気に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合

① 追加性のある再生可能エネルギー電気の要件

各機関が調達する再生可能エネルギー電気の種類は、表Ⅱ-2.1-4 に示す電気と証書等の組み合わせとする。追加性の要件としては、RE100 技術要件を参照して、運転開始日又はリパワリング日が 15 年以内である再生可能エネルギー電気を対象とする。

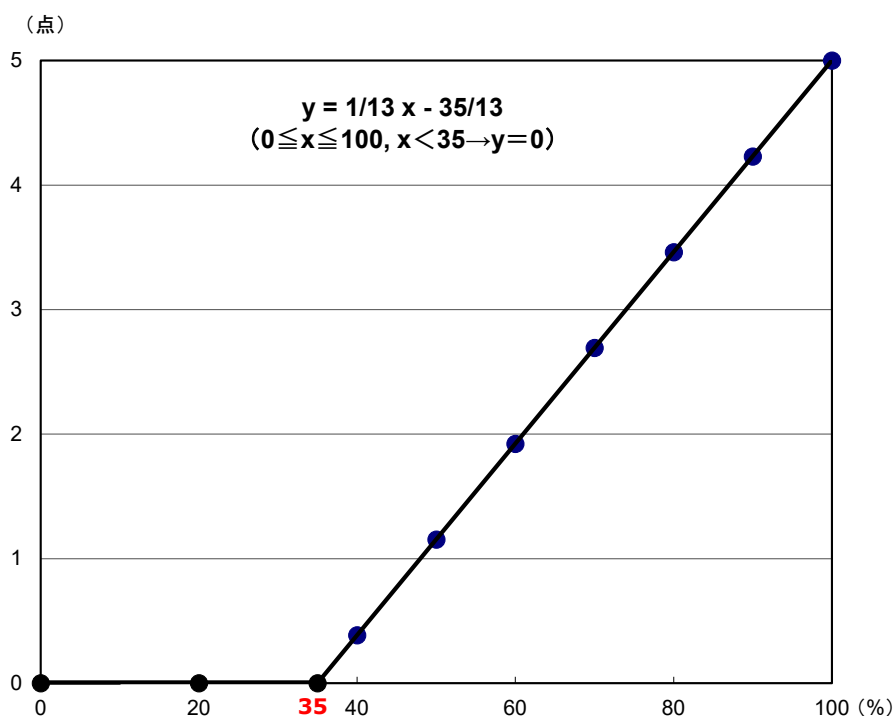
② 加算点の評価（必須）

電気の供給を受ける契約における追加性のある再生可能エネルギー電気の評価方法は、調達電気に対して追加性のある再生可能エネルギー電気を 35%以上供給していれば加点することとし、100%を満点として線形評価する。

配点を 5 点とする場合の線形評価式及び評価点のグラフは以下のとおり。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点} : y = \frac{1}{13}x - \frac{35}{13} \quad (0 \leq x \leq 100, x < 35 \rightarrow y = 0)$$



図Ⅱ-2.1-7 追加性のある再生可能エネルギー電気に係る評価式及び評価図（加算点）

カ. 指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

① 指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組例について

地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組を評価することを大枠の方向性とし、調達者の判断により指定地域及び評価内容の設定が可能である。

具体的な評価内容の例としては、

- 指定地域において発電された再エネ電気を供給していること
- 「地域脱炭素化促進事業制度」において誘致された地域や農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を受けた事業で発電された電気を供給していること
- 指定地域における卒 FIT 電気の買取を行っていること
- 再エネに関する連携協定先の電気を供給していること

などが考えられる。

地域脱炭素化促進事業制度は、温対法に基づき、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ事業の推進を目的に創設された制度であり、国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みである。促進区域や認定された事業で発電された電気を供給していること等が評価の例としてあげられる。農山漁村再生可能エネルギー法は再エネ発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ電気の発電を促進するための措置を講ずることにより農山漁村の活性化を図るとともにエネルギーの供給源の多様化に資することを目的とした法律である。**設備整備計画の認定を受けた事業**で発電された電気を供給していること等が評価の例としてあげられる。

また、地域における再エネ発電設備を最大限に活用することを目的に、卒 FIT 電気の買取価格や供給される電気に占める卒 FIT 電気の割合を評価することが考えられる。

指定地域の設定に当たっては、再生可能エネルギー電気の地産地消を推進するため、施設が所在する地域を設定することが考えられるが、再生可能エネルギーの調達を目的とした協定を結んでいる場合、その協定先を指定地域として設定することも考えられる。

② 加算点の評価（必須）

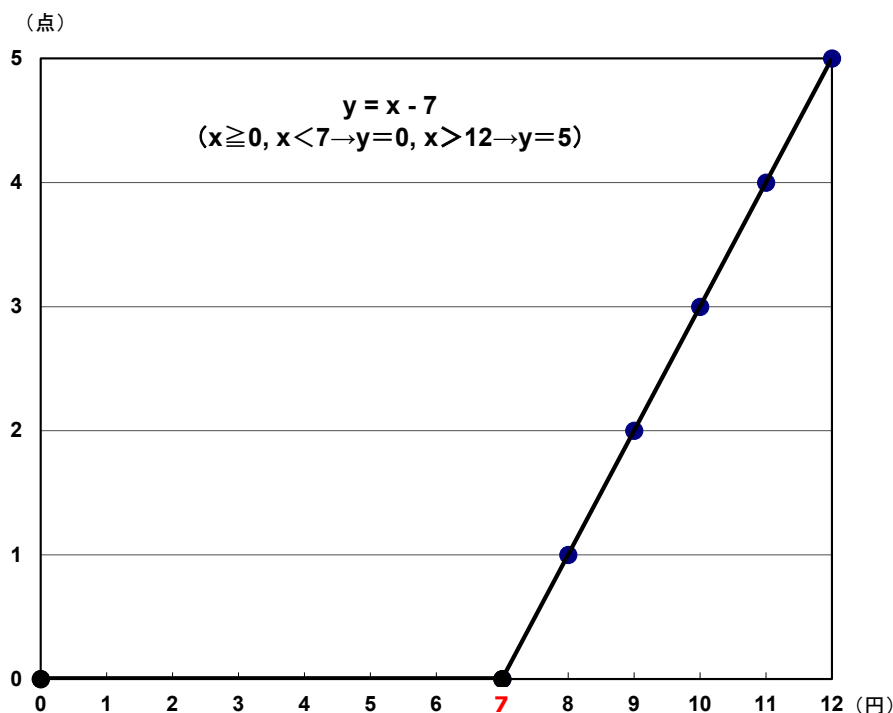
指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組の評価方法は、調達者の判断により加点の要件を設定・評価する。

以下に卒 FIT 電気の買取価格の評価について評価方法を示す。卒 FIT 電気の買取については、1kWh 当たり 7 円以上の買取価格を評価する。7 円以上で買い取っていれば加点することとし、12 円を満点として線形評価する。

配点を 5 点とする場合の線形評価式及び評価点のグラフは以下のとおり。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点力： } y = x - 7 \quad (x \geq 0, x < 7 \rightarrow y = 0, x > 12 \rightarrow y = 5)$$



図Ⅱ-2.1-8 卒FIT電気の買取価格に係る評価式及び評価図（加算点）

また、卒FIT電気の評価については、供給される電気に占める卒FIT電気の割合で評価することも考えられ、以下に評価例を示す。

供給される電気に占める●●市産卒FIT電気の割合に応じて0～5点を付与する。

0～4%：1点、5～9%：2点、10～19%：3点、20～29%：4点、30%以上：5点

キ. デマンド・レスポンスの取組（任意）

① デマンド・レスポンスの取組について

小売電気事業者がデマンド・レスポンス（DR）に取り組む意義は、需要側の柔軟性を活用し、脱炭素化と再エネ導入拡大を後押しすることにある。ピーク需要を抑えることで火力発電の稼働を減らし、温室効果ガスの排出削減に直結する。また、需要を時間的にシフトすることで太陽光・風力など変動型再エネの出力と需要を調和させ、再エネの有効活用と調整力の確保が可能となる。これにより新たな化石燃料設備の増設を抑えつつ、安定供給とコスト抑制を両立できる。小売事業者にとっても、環境価値や再エネ利用拡大を提供する重要な手段となるものである。

② 加算点の評価（任意）

電気の供給を受ける契約におけるデマンド・レスポンスの取組に係る評価は、加算項目であって、調達者の判断により加点の条件を設定し評価する任意の項目である。

以下に小売電気事業者の電気料金型やインセンティブ型をはじめとしたデマンド・レスポンスの取組を具体的に例示するので、デマンド・レスポンスの取組を評価する場合

の参考とされたい。

- 下げ DR（ピーク時節電）に関する加点例
 - 需給ひっ迫時のインセンティブ型 DR を常設、高圧需要家向けの報酬付き節電プログラムの運用など
- 上げ DR（再エネ余剰吸収・ピークシフト）に関する加点例
 - 再エネ出力抑制時間帯に合わせた「上げ DR メニュー」、季節キャンペーン型の需要前倒し（先冷/先充電等）など
- アプリ/見える化/スマートメーター連動に関する加点例
 - アプリによる節電ナッジ+ポイント付与、スマートメーター・マイページのアラート機能（当日/直前プッシュ）など
- IoT 機器の遠隔制御（機器制御型 DR）に関する加点例
 - 通信機能付きヒートポンプ給湯機/蓄電池の事前同意に基づく遠隔制御、EV 充電の時間帯別制御/課金（オプトイン方式）など
- 料金メニュー（価格シグナル）に関する加点例
 - 季節別・時間帯別・曜日別の料金設計、市場連動型（JEPX 連動等）プラン、ネガワット取引など
- アグリゲーション/VPP・市場連携に関する加点例
 - アグリゲーターとして容量市場の発動指令電源を保有/運用、需給調整市場（一次/三次①等）・調整力市場 I' への DR 供出、VPP（仮想発電所）の構築・実証及び運用など
- 地域エネルギー×DR（マイクログリッド等）に関する加点例
 - 地区 EMS と連携した DR オペレーションなど

（3）評価値の算定例について

以下に、電気を調達する場合の具体的な評価値の算定例を示す。配点は各項目で示した数値を設定している。なお、各事業者の評価値は算定例を示すための仮定である。

表Ⅱ-2.1-5 に示した電気の調達例の評価値の計算式は以下のとおり。なお、事業者 A～E はすべて標準点の要件を満たしているものとする。

表Ⅱ-2.1-5 総合評価落札方式による電気の供給を受ける契約の評価値の算定例

事業者	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	順位 合計点 【標準点+ 加算点 (100+ ア〜カ)】	順位 価格点 (千円)	順位 総合評価値
	事業者全体 排出係数 20点	調達電力の 再エネ比率 10点	再エネ導入 状況 5点	未利用エネ 活用状況 5点	追加性のある 再エネ 5点	卒FIT電力 の買取価格 5点			
A	0.085 kg-CO ₂ /kWh	100%	25%	0%	70%	取組なし	1位	5位	1位
	20.00	10.00	5.00	0.00	2.69	0.00	137.69	÷ 27,273	= 0.005049
B	0.365 kg-CO ₂ /kWh	80%	18%	0.4%	60%	12円	2位	4位	2位
	7.57	6.00	5.00	1.00	1.92	5.00	126.49	÷ 25,332	= 0.004993
C	0.462 kg-CO ₂ /kWh	85%	12%	0.7%	65%	13円	3位	3位	4位
	-2.92	7.00	4.00	1.75	2.31	5.00	117.14	÷ 24,697	= 0.004743
D	0.430 kg-CO ₂ /kWh	55%	15%	0.5%	40%	取組なし	4位	2位	5位
	0.54	1.00	5.00	1.25	0.38	0.00	108.17	÷ 23,151	= 0.004672
E	0.523 kg-CO ₂ /kWh	80%	5%	0.2%	55%	10円	5位	1位	3位
	-9.51	6.00	1.67	0.50	1.54	3.00	103.20	÷ 20,949	= 0.004926

また、線形評価式を含め、評価値の算定については環境省のホームページで提供する自動算定ツールで計算可能である。

◇事業者 A

- ・標準点：100点
- ・加算点：以下の合計（20+10+5+0+2.69+0=）37.69点
 事業者全体のCO₂排出係数：20点（0.250以下は満点）
 調達電気に占める再エネ割合：（0.2×100-10=）10点
 再エネ導入率：（0.3333×25=）8.33点⇒満点5点付与
 未利用エネルギー活用状況：（2.5×0）=0点
 追加性のある再エネの評価：（0.0769×70-2.6923=）2.69点
 指定地域における再エネの創出・利用に向けた取組：取組なし⇒0点
- ・得点：100点+37.69点=137.69点
- ・評価値：137.69点/27,273,000円×1,000=0.005049

◇事業者 B

- ・標準点：100点
- ・加算点：以下の合計（7.57+6+5+1+1.92+5=）26.49点
 事業者全体のCO₂排出係数：（-108.11×0.365+47.027=）7.57点
 調達電気に占める再エネ割合：（0.2×80-10=）6点
 再エネ導入率^{*}：（0.3333×18=）5点
 未利用エネルギー活用状況：（2.5×0.4=）1点
 追加性のある再エネの評価：（0.0769×60-2.6923=）1.92点

指定地域における再エネの創出・利用に向けた取組：(1×12-7=) 5点

- ・得点：100点+26.49点=126.49点
- ・評価値：126.49点/25,332,000円×1,000=0.004993

◇事業者 C

- ・標準点：100点
- ・加算点：以下の合計(-2.92+7+4+1.75+2.31+5=) 17.14点
 - 事業者全体のCO₂排出係数：(-108.11×0.462+47.027=) -2.92点
 - 調達電気に占める再エネ割合：(0.2×85-10=) 7点
 - 再エネ導入率：(0.3333×12=) 4点
 - 未利用エネルギー活用状況：(2.5×0.7=) 1.75点
 - 追加性のある再エネの評価：(0.0769×65-2.6923=) 2.31点
 - 指定地域における再エネの創出・利用に向けた取組：(1×13-7=) 6点⇒満点5点付与
- ・得点：100点+17.14点=117.14点
- ・評価値：117.14点/24,697,000円×1,000=0.004743

◇事業者 D

- ・標準点：100点
- ・加算点：以下の合計(0.54+1+5+1.25+0.38+0=) 8.17点
 - 事業者全体のCO₂排出係数：(-108.11×0.430+47.027=) 0.54点
 - 調達電気に占める再エネ割合：(0.2×55-10=) 1点
 - 再エネ導入率：(0.3333×15=) 5点
 - 未利用エネルギー活用状況：(2.5×0.5=) 1.25点
 - 追加性のある再エネの評価：(0.0769×40-2.6923=) 0.38点
 - 指定地域における再エネの創出・利用に向けた取組：取組なし⇒0点
- ・得点：100点+8.17点=108.17点
- ・評価値：108.17点/23,151,000円×1,000=0.004672

◇事業者 E

- ・標準点：100点
- ・加算点：以下の合計(-9.51+6+1.67+0.50+1.54+3=) 3.20点
 - 事業者全体のCO₂排出係数：(-108.11×0.523+47.027=) -9.51点
 - 調達電気に占める再エネ割合：(0.2×80-10=) 6点
 - 再エネ導入率^{*}：(0.3333×5=) 1.67点
 - 未利用エネルギー活用状況：(2.5×0.2=) 0.50点
 - 追加性のある再エネの評価：(0.0769×55-2.6923=) 1.54点
 - 指定地域における再エネの創出・利用に向けた取組：(1×10-7=) 3点
- ・得点：100点+2.08点=103.20点
- ・評価値：103.20点/20,949,000円×1,000=0.004926

2. 契約方法等について

2-1 契約の対象

当該地域において、電気の供給が可能な小売電気事業者が3社以上存在する場合に、本契約方式を適用することとする。

2-2 評価項目・評価基準

総合評価落札方式の電気の供給を受ける契約に係る評価項目及び評価基準（要求要件）、標準的な配点等については、環境省のホームページにおいて公表することから、適宜参考にされたい。なお、標準点及び加算点の基準に関する証明書類等の提出方法等については、入札公告及び入札説明書の中で必要事項を記載する。

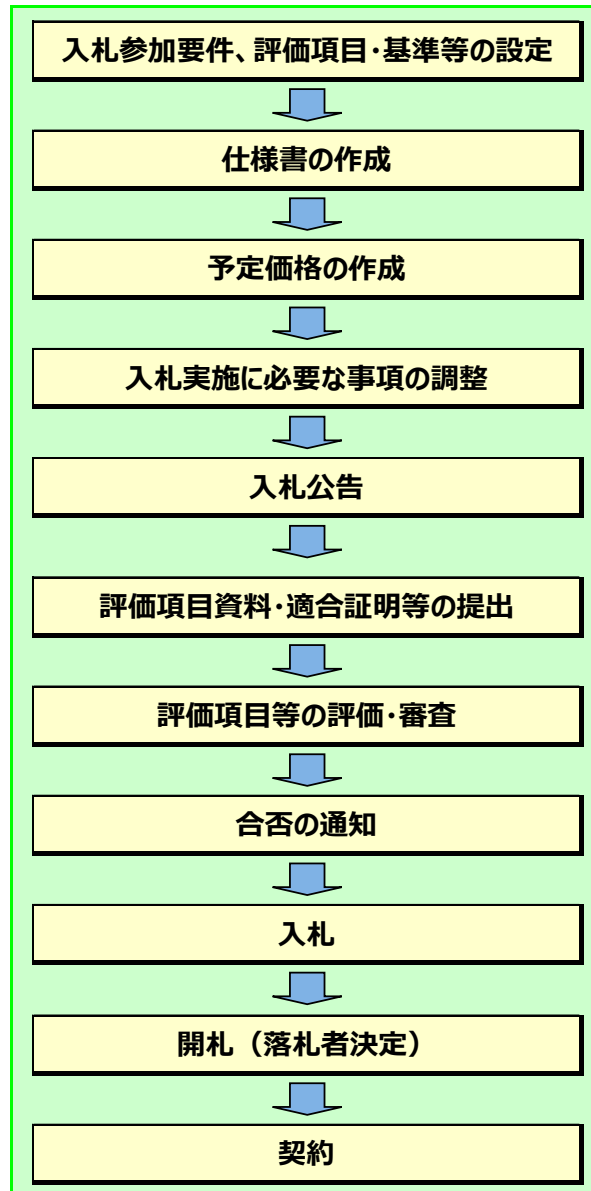
2-3 標準的な手続とスケジュール

電気の供給を受ける契約において総合評価落札方式を適用する場合の標準的な流れは、図Ⅱ-2.2-1のとおりである。

入札公告から評価項目・適合証明等の提出までは、評価項目・適合証明等を準備・作成するために必要十分な期間を確保する。また、評価項目・適合証明等を受領後、提出書類の内容の確認、評価項目の評価・審査を行い提出者に対して、合否判定結果を通知する。

合格者が入札参加資格を得ることとなり、合格者によって入札及び開札を実施し、落札者を決定することとなる。

なお、図Ⅱ-2.2-1に示した流れでは、評価項目等の評価・審査後に合格者による入札の実施としているが、評価項目資料・適合証明等の書類提出と併せて価格の提案を行う場合もある。



図Ⅱ-2.2-1 総合評価落札方式に係る入札手続

3. その他

調達者は、前項までの事項を踏まえ、電気の供給を受ける契約における公正な競争の確保の観点から踏まえつつ、以下の点に留意しながら契約業務を行うものとする。

- 調達を通じて脱炭素化の進展や再エネ電源の普及促進に寄与する市場インセンティブを形成し、小売電気事業者の環境配慮行動を評価基準によって適切に誘導するよう努める。
- 電力市場の変動や供給継続性のリスクに備えるため、必要に応じ、燃料費調整の考え方や単価見直しルールを契約条件として明確化することも重要である。

◇地域と共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避ける方法

(背景)

我が国では、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、気候変動対策と経済成長の同時実現を図っていくこととしており、再生可能エネルギーの導入が必要不可欠となるが、この導入に当たっては、地域との共生や環境への配慮が大前提となる。しかしながら、昨今、再生可能エネルギーについて、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例が見られ、社会的な課題となっている。

こうした不適切な事業に対応するため、政府では、2025年12月23日に「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」が関係閣僚会議において決定された。この対策パッケージにおいては、国等の再生可能エネルギー電気の調達について、法令に違反する発電施設で発電された電気の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定することとされている。

これを踏まえ、2026年3月13日に基本方針の改定が閣議決定された。国等の契約を通じて、率先して地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方、地域と共生できないものは抑制していくこととなる。

基本方針に記載のとおり、地域との共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避けることが目的であるが、小売電気事業者が確認可能な範囲となるよう、関係法令に違反した事業者を排除する方針とする。

(調達時の対応方法)

関係法令※に違反している発電事業者が発電・発行した電気及び環境価値を避けるには、以下のような方法が考えられる。

入札参加資格を①契約に基づき供給する電気及び環境価値（又は環境価値のみ）に係る発電施設・発電事業者等の情報を提出し（供給後の提出も含む）、②関係法令に違反した発電事業者に由来する電気及び環境価値（又は環境価値のみ）を供給しないことについて誓約書を提出することとする。

※関係法令とは、事業計画策定ガイドライン⁴⁸（2025年4月改訂 資源エネルギー庁）で示される主な関係法令リストに記載の法令をいう。また、太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧として、関係法令や条例をまとめてHPに掲載している都道府県もあり、併せて参考にされたい。

電気については、フィジカル PPA での契約等、発電施設を特定して調達する場合と、日本卸電力取引所（JEPX）の経由等、発電施設が特定不可能な場合がある。一方で環境価値については、全てトラッキング情報が付されており、発電施設を特定することが可能である。ついては、契約形態に応じて電気及び環境価値の両方についてその由来となった発電施設が特定できる場合と環境価値についてのみ発電施設が特定できる場合があり、以下のとおり契約形態ごとに対応方法を記載する。

1. 電気及び環境価値の両方についてその由来となった発電施設が特定可能な契約形態の場合（フィジカル PPA、相対取引、FIT 特定卸等）

■入札要件：電気及び環境価値の両方についてその由来となった発電施設を特定して供給すること。

■小売電気事業者への要求事項：電気の供給を受ける発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約すること（入札説明書の別添3別紙2の提出）。入札時に供給予定の電気及び環境価値の両方についてその由来となった発電施設の情報を提出すること（入札説明書の別添3別紙3の提出）。契約終了後に供給実績を提出すること（入札説明書別添3別紙4の提出）。

さらに、調達者が総合評価落札方式の評価項目「指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組」で、地域を指定の上、その地域内で発電・発行された電気及び環境価値を供給していることを評価基準とした場合、提出する発電施設が当該地域内であれば加点されることとなる。詳細は前述の「1-3 総合評価落札方式について（2）評価項目の詳細」の「カ 指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組」に記載。

2. 環境価値についてのみその由来となった発電施設が特定可能な契約形態の場合

■入札要件：環境価値の由来となった発電施設を特定して供給すること。

■小売電気事業者への要求事項：

（1）環境価値の由来となった発電施設を“入札時に”特定できる場合

電気の供給を受ける発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がな

⁴⁸ 「事業計画策定ガイドライン」（2025年4月改訂 資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html

いことを誓約すること（入札説明書の別添3別紙2の提出）。契約において割り当てる環境価値が入札時に決定している場合は、供給予定の環境価値の発電施設を提出すること（入札説明書の別添3別紙3の提出）。契約終了後に供給実績を提出すること（入札説明書別添3別紙4の提出）。

さらに、調達者が総合評価落札方式の評価項目「指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組」で、地域を指定の上、その地域内で発行された環境価値を供給していることを評価基準とした場合、提出する発電施設が当該地域内であれば加点されることとなる。詳細は「1-3 総合評価落札方式について（2）評価項目の詳細」の「カ 指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組」に記載。

(2) 環境価値の由来となった発電施設を“供給後※に”特定できる場合

電気の供給を受ける発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約すること（入札説明書の別添3別紙2）。入札時に供給予定の電気及び環境価値の両方についてその由来となった発電施設の情報を提出すること（入札説明書の別添3別紙3）。

※小売電気事業者が環境価値を JEPX において調達する場合、年に4回（2、5、8、11月）開催されるオークションにて購入することとなる。オークションにおいてどのような非化石証書が割り当てられるかは、条件を絞って購入している場合を除いて、不明であるため、非化石証書購入後に、それぞれの契約で割り当てる非化石証書を決定している場合も多く見られる。例えば、契約期間が（X-1）年4月～X年3月であった場合、X年2月、3月の非化石証書については、X年5月のオークションで購入した非化石証書の中から割り当てられるため、発電施設の特定は事後的になる。このような場合であっても小売電気事業者は、契約当初の誓約に基づき、電気の供給を受ける発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において関係法令の違反がないことを確認の上、非化石証書を供給する必要がある。

入札説明書のイメージ

3. 競争参加資格

二酸化炭素排出係数、供給する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示、並びに供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設に関し、別添3別紙2及び別紙3を提出すること。

契約書のイメージ

(是正措置)

第●条 この契約に基づき乙が甲に供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転を行う再生可能エネルギー発電施設のいずれかにおいて、その設置又は運転に関して事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等の違反が明らかになった場合、乙は、当該発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は環境価値の甲に対する供給を停止するとともに、その代わりとして、違反が認められない他の発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は当該電気に由来する環境価値を供給しなければならない。

(契約の解除)

第○条 第●条の規定により、甲が乙に対し、是正措置を行うよう求めたにもかかわらず、相当の期間内にこれが行われなときは、甲は何らの催告を要することなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

なお、ここで示す運用に基づいた契約書、入札説明書、仕様書及び適合証明書のひな型を環境省 HP において示しているので参照されたい。

(参考)

供給もしくは調達する電気及び環境価値の由来となった発電施設について、地域との共生が図られているかを確認する際には、法令に違反していないことを確認することにとどまらず、自然環境への影響を回避・低減するための取組がなされているかを確認することが重要である。確認に際しては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」⁴⁹が参考となるほか、当該ガイドラインの補遺として、太陽光発電事業の実施にあたっての立地選定から設計、施工、運用・管理、撤去・処分の段階別に、自然環境への影響を回避・低減するための考え方や方法を示した「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」⁵⁰や、当該手引き別紙のチェックリストも参考となる。

⁴⁹ 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月策定 環境省)

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113712.pdf>

⁵⁰ 「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」(令和8年3月策定 環境省)

<https://www.env.go.jp/content/000390885.pdf>

【参考】 公的機関のための再エネ調達実践ガイド

1 環境省における RE100 準拠の再生可能エネルギー電力の調達について

RE100 とは、企業が自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブで、世界や我が国の代表的な企業も多数参加しているグローバル規模で注目される取組となっている。

環境省は 2018 年 6 月に公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして RE100 に参画し、RE100 の取組の普及のほか、自らの官舎や施設において再生可能エネルギー電力の導入に向けた率先的な取組やその輪を広げていくこととしている。

この取組の一環として、2019（令和元）年度の新宿御苑における再生可能エネルギー比率 30%の電力の調達を端緒として、2030 年までの環境省 RE100 達成を目指し、2019 年 12 月に「環境省 RE100 達成のための行動計画⁵¹」を策定し、取組を進めているところである。

2 公的機関のための再エネ調達実践ガイド

環境省においては、環境省 RE100 の実現に向けた、これまでの再生可能エネルギー由来の電力調達の取組を通じて得られた知見等をまとめた公的機関のための再エネ調達実践ガイド「気候変動時代に公的機関ができること～「再エネ 100%」への挑戦～⁵²」を 2020 年 6 月に作成・公表している。

再生可能エネルギー電気の調達が必要となる国及び独立行政法人等はもとより、地方公共団体等の公的機関においても、同ガイドを参考にして、再生可能エネルギー電力の導入に向けた積極的な取組を期待する。

⁵¹ <https://www.env.go.jp/content/900448016.pdf>

⁵² <https://www.env.go.jp/content/900515682.pdf>